

宅地造成等規制法施行細則の一部改正について

1 概要

行政手続等のデジタル化を推進することで県民等の負担を軽減し、利便性の向上等を図るため、令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について」の通知に基づき押印廃止及び所要の規定の整備を行う。

2 対象の規則

- ・宅地造成等規制法施行細則（昭和43年千葉県規則第72号）

3 主な改正内容

- ・「押印見直し方針」対象の7様式のうち6様式の押印廃止
- ・その他、常用漢字に改める等の規定の整備

4 施行期日

令和4年4月1日から施行する。